

平成二十一年経済産業省令第二十二号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十一年法律第三十三号）第三条第一項、第七条第二項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十五条及び第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第六十三号）の全部を改正する省令を次のとおり定める。

（定義）

第一条 この省令において「中小企業者」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する中小企業者をいう。

第二条 この省令において「特例中小会社」とは、法第三条第一項に規定する特例中小会社をいう。

第三条 この省令において「旧代表者」とは、法第三条第二項に規定する旧代表者をいう。

第四条 この省令において「旧個人事業者」とは、法第三条第四項に規定する旧個人事業者をいう。

第五条 この省令において「会社事業後継者」とは、法第六条第三項に規定する会社事業後継者をいう。

第六条 この省令において「旧個人事業後継者」とは、法第五条に規定する旧個人事業後継者をいう。

第七条 この省令において「特例株式会社」とは、法第七条に規定する特例株式会社をいう。

第八条 この省令において「戸籍謄本等」とは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。

第九条 この省令において「法定相続情報一覧図」とは、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条に規定する法定相続情報一覧図をいう。

第十一条 この省令において「従業員数証明書」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の決定を通知する書

類、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による標準報酬月額の決定を通知する書類その他の中小企業者の常時使用する従業員（次に掲げるものに該当する者をいう。以下同じ。）の数を証するために必要な書類をいう。

一 厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項又は健

康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十九条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があつた者に限り、その一週間に所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその号において「通常の労働者」という。）の一週間に所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその号において「通常の労働者」という。）の同条に規定する被保険者（厚生年金保険法第九条又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者を除く。）

二 当該代表者の親族

一 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該代表者の使用者

三 当該代表者の使用人

四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者が受け取る金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら者の親族

六 次に掲げる会社

イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が会社の総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行うことができる事ができる株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ロ 代表者等及びこれと同一の関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ハ 代表者等及びこれと同一の関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条に規定する被保険者で当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結しているもの（前号に掲げる者を除く。）

三 この省令において「上場会社等」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（以下「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されている株式を発行している株式会社をいう。

四 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族關係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

五 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族關係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

六 この省令において「事業用資産等」とは、中

小企業者の事業の実施に不可欠な不動産（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視しうるものに限る。）をいう。以下同じ。）及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。

七 この省令において「資産保有型会社」とは、この省令において「資産保有型会社」とは、この省令において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上である会社をいう。ただし、中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行つたことその他理由により標準報酬月額の決定を通知する書

14 この省令において「同族関係者」とは、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。以下この項において同じ。）の関係者のうち次に掲げるものをいう。

一 当該代表者の親族

二 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 当該代表者の使用者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者が受け取る金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら者の親族

六 次に掲げる会社

イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が会社の総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行うことができる事ができる株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ロ 代表者等及びこれと同一の関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ハ 代表者等及びこれと同一の関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条に規定する被保険者で当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結しているもの（前号に掲げる者を除く。）

三 この省令において「上場会社等」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（以下「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されている株式を発行している株式会社をいう。

四 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族關係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

五 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族關係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

六 この省令において「事業用資産等」とは、中

小企業者の事業の実施に不可欠な不動産（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視しうるものに限る。）をいう。以下同じ。）及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。

七 この省令において「資産保有型会社」とは、この省令において「資産保有型会社」とは、この省令において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上である会社をいう。ただし、中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行つたことその他理由により標準報酬月額の決定を通知する書

15 この省令において「同族関係者」とは、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。以下この項において同じ。）の関係者のうち次に掲げるものをいう。

一 当該代表者の親族

二 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 当該代表者の使用者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者が受け取る金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら者の親族

六 次に掲げる会社

イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が会社の総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行うことができる事ができる株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ロ 代表者等及びこれと同一の関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ハ 代表者等及びこれと同一の関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条に規定する被保険者で当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結しているもの（前号に掲げる者を除く。）

三 この省令において「上場会社等」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（以下「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されている株式を発行している株式会社をいう。

四 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族關係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

五 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族關係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

六 この省令において「事業用資産等」とは、中

小企業者の事業の実施に不可欠な不動産（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視しうるものに限る。）をいう。以下同じ。）及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。

七 この省令において「資産保有型会社」とは、この省令において「資産保有型会社」とは、この省令において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上である会社をいう。ただし、中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行つたことその他理由により標準報酬月額の決定を通知する書

(2) 第一種経営承継相続人（第六条第一項  
第八号トの第一種経営承継相続人をい  
う。次号において同じ。）

(3) 第二種経営承継受贈者（第六条第一項  
第十号トの第二種経営承継受贈者をい  
う。次号及び第六条第一項第九号ハ  
(3) において同じ。）

(4) 第二種経営承継相続人（第六条第一項  
第十号トの第二種経営承継相続人をい  
う。次号において同じ。）

(5) 第一種特例経営承継受贈者（第六条第  
一項第十一号トの第一種特例経営承継受  
贈者をいう。次号及び第六条第一項第十  
一号ハ（3）において同じ。）

(6) 第一種特例経営承継相続人（第六条第  
一項第十二号トの第一種特例経営承継相  
続人をいう。次号において同じ。）

(7) 第二種特例経営承継受贈者（第六条第  
一項第十三号トの第二種特例経営承継相  
続人をいう。次号において同じ。）

(8) 第二種特例経営承継相続人（第六条第  
一項第十四号トの第二種特例経営承継相  
続人をいう。次号において同じ。）

(9) (1) から(8)までに掲げる者の関  
係者のうち、第十四項第六号中「会社」  
とあるのを「会社（外国会社を含む。）」  
と読み替えた場合における同項各号に掲  
げる者

次に掲げる期間において、当該会社の第一  
種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、  
第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相  
続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特  
例経営承継相続人、第二種特例経営承継受  
贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれら  
の間に係る同族関係者に対する支払われた剩  
余金の配当等（株式又は持分に係る剩余金の配  
当又は利益の配当をいう。以下同じ。）及び  
給与（債務の免除による利益その他の經濟的  
な利益を含む。第九条第二項第二十一号にお  
いて同じ。）のうち法人税法（昭和四十年法  
律第三十四号）第三十四条及び第三十六条の  
規定により当該会社の各事業年度の所得の金  
額の計算上損金の額に算入されないこととな  
るもの）の金額

イ 当該会社の代表者が第一種経営承継受贈者、第二種経営承継受贈者、第一種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継受贈者である場合にあつては、当該一日以前の五年間（第一種経営承継贈与者（当該第一種特例外経営承継受贈者によるもの）、第一種特例経営承継贈与者によるもの）から第一種特例経営承継贈与者（当該第一種特例外経営承継受贈者によるもの）までの期間を除く。）

ロ 当該会社の代表者が第一種経営承継相続人、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継相続人又は第二種特例経営承継相続人である場合にあつては、当該一日以前の五年間（当該第一種経営承継相続人の被相続人又は当該第一種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の日前の期間を除く。）

この省令において「資産運用型会社」とは、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社をいう。ただし、中小企業者が事業活動のために特定資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第二十三条の九第十六項に規定する事由が生じたことにより、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上となつた場合には、当該事由が生じた日の属する事業年度から当該事業年度終了日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度は、資産運用型会社に該当しないものとみなす。

この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

この省令において「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい、「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の経済産業大臣が定める事

由、同項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第三号及び第四号の経済産業大臣が指定する灾害その他突發的に生じた事由をいう。

21 この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する第一種特別贈与認定中小企業者及び第一種特別贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第四項に規定する第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（遺贈（贈与をしたもの）による贈与を除く。以下同じ。）の時が災害等が発生した日よりも前であつた中小企業者をいう。

22 者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）に含まれる贈与を除く。以下同じ。）の時が災害等が発生した日よりも前であつた中小企業者をいう。

この省令において「特定特例贈与認定中小企業者」とは、第九条第六項に規定する第一種特例贈与認定中小企業者及び第一種特例贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第八項に規定する第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時が災害等が発生した日よりも前であつた中小企業者をいう。

この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する第一種特別相続認定中小企業者及び第一種特別相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から一日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

23 この省令において「特定特例相続認定中小企業者」とは、第九条第七項に規定する第一種特

例相続認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第九項に規定する第二種特例相続認定中小企業者及び第二種特例相続認定前中小企業者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

この省令において「特例相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号）並びに同条第

号又は第十四号の事由に係るものに限る。)を  
受けようとする中小企業者をいう。

個人である中小企業者の事業（不動産賃貸業、駐車場業及び自転車駐車場業を除く。以下この項目及び次条第二項において同じ。）の用に供されてゐる次に掲げる資本（当該個人の用に供する企業者の第六条第十六項第二号の規定による

全業者の第六条第十九項第七号の規定の適用に係る贈与の日又は同項第八号の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年分の事業所得（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以下同じ。）に係る青色申告書（同法第二条第一

項第四十号に規定する青色申告書で租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十五条の二（第三項の規定の適用に係るものをいう。以下同じ。）の貸借対照表に計上されてゐるものに限り、当該個人である中小企業者と生計を一にする配偶者その他の親族（当該個人である

（註）酒の販賣者との間の新規の取引（詰問便り）で、ある中小企業者の相続の開始の直前において、当該個人である中小企業者と生計を一にしていた当該個人である中小企業者の親族を含む。が有していたものを含む。の区分に応じそれぞれ次に定めるものを行う。

贈与又は当該相続の直前において、事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で租税特別措置法施行規則第二十三条の八の八第一項で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。以下同じ。）に該当しないもの（当該事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該個人である中小企業者の当該事業の用に供されていた部分に限る。）当該個人である中小企業者の当該贈

与又は当該相続の直前において、事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないものの（当該事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該個人である中小企業者の当該事業の用に供されていた部分に限る。）

三 減価償却資産（所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいい、前号に掲げるものを除く。）地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一條第四号に規定する償却資産、自動車税又は軽自動

車税において、営業用の標準税率が適用される自動車その他租税特別措置法施行規則第二十三条の二の二第二項に規定する減価償却資

（十三条の二の二第二項に規定する海砂償付を資産（当該事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該個人である中小企業者）の当該事業の用に供されていた部分に限る。）

一 当該個人である中小企業者の親族

一 当該個人である中小企業者と婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該個人である中小企業者から受けた金錢その他の資産によつて生計を維持している者

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

イ 当該個人である中小企業者（第一号から前号までに掲げる者を含む。口及びハにおいて同じ。）が会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社

ロ 当該個人である中小企業者及び当該個人である中小企業者との関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

ハ 当該個人である中小企業者及び当該個人である中小企業者とイ又はロの関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社

この省令において「資産保有型事業」とは、個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が、一日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上である場合における当該事業をいう。ただし、個人である中小企業者の事業活動のために必要な資金の借り入れを行つたことその他の租税特別措置法施行規則第二十三条の八の八第七項に規定する事由が生じたことにより、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及

び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は

二、当該第一回における当該事業に係る貸借対照表に於ける資産保有型事業に該当しないものとみなす。

二 当該一日における当該事業に係る貸借状況表に記載する資産（当該照表に計上されている次に掲げる資産（当該個人である中小企業者が租税特別措置法第七十条の六の八第五項又は第七十条の六の十第五項の承認を受けている場合には、譲渡があつた日から同日以後一年を経過する日又は同

法第七十条の六の八第五項第三号若しくは同法第七十条の六の十第五項第三号に定める取得の日のいずれか早い日までの間は、これらに規定に規定する譲渡の対価の額に相当する金銭は、次に掲げる資産に該当しないものとみなす。大項二項に「寺社個人事業者等

みたす（次項において「特定個人事業資産」という）の帳簿価額の合計額  
イ 有価証券  
ロ 口  
当該個人である中小企業者が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部分にしき現に自ら使用していない場合は、当該一部に限る。）

ハ  
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利(当該個人である中小企業者の事業の用に供することを目的として有するものを除く。)  
二 会画、彫刻、工芸品等の有形の文化

（絵画、彫刻、古美術品その他の有形の文化財的所産である動産、貴金属及び宝石（当該個人である中小企業者の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1) (2) (1) (2)  
当該個人である中小企業者  
当該個人である中小企業者の特別関係者  
三 次に掲げる期間において、特別関係者に対して支払われた必要経費不算入対価等(当該

個人である中小企業者の特定事業用資産に係る事業に従事したことその他の事由により特別関係者が当該個人である中小企業者から支払を受けた対価又は給与の金額であつて当該個人である中小企業者の所得税法第二十七条规定

第二項に規定する事業所得の金額の計算上、所得税法第五十六条又は第五十七条の規定により必要経費に算入されるもの以外のものを

いう。)の合計額  
イ 贈与により特定事業用資産を承継した場合  
合 当該個人である中小企業者が法第十二  
条第一項の認定(第六条第十九項第七号の  
事由に該するに限る。)による最初の贈

口 事由は併せるものには限る（併せる最も長い期間をした日から当該一日までの期間とし）相続又は遺贈により特定事業用資産を承継した場合、当該個人である中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第十六項第八号の事由に係るものに限る。）に係る

相続の開始の日から当該のまでの期間  
この省令において「資産運用型事業」とは、  
この年のにおける事業所得に係る総収入金額に占  
める特定個人事業資産の運用収入の合計額の割  
合が百分の七十五以上である場合における当該  
事業をいう。ただし、個人である中小企業者が

事業活動のために特定個人事業資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第二十三条の八第一項に規定する事由が生じたことにより、一年における事業所得に係る総収入金額に占める特定個人事業資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上となつた場合に

は、当該事由が生じた日の属する年及びその翌年は資産運用型事業に該当しないものとみなす。  
（法第三条第一項及び第四項の経済産業省令で定める要件）

**二条** 法第三条第一項及び第四項の経済産業省令で定める要件は、三年以上継続して事業を行つてゐることとする。

（当該個人である中小企業者から他の者に対する贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に記載されるべき金額を算定上されているものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

贈与の直前において、事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で租税特別措置法施行規則第二十三条の八の八第一項で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの



こと（第七号から第十四号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）

三 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の三月間における当該中小企業者の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前年同期の三月間における売上高等の百分の八十以下に減少することが見込まれること。

四 仕入先（当該中小企業者の仕入額の総額に占める当該仕入からの仕入額の割合が百分の二十以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

### 五 取引先金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であつて、当該中小企業者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が百分の二十以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）

### 六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

### イ 当該中小企業者の代表者が当該中小企

### ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

### ハ 第一種贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第一種贈与認定申請基準（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日）の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

### 五

### （1）

### （2）

### （3）

### （4）

### （5）

### （6）

### （7）

### （8）

### （9）

### （10）

### （11）

### （12）

### （13）

### （14）

### （15）

### （16）

### （17）

### （18）

### （19）

### （20）

### （21）

### （22）

### （23）

### （24）

### （25）

### （26）

### （27）

### （28）

### （29）

### （30）

### （31）

### （32）

### （33）

### （34）

### （35）

### （36）

### （37）

### （38）

### （39）

### （40）

### （41）

### （42）

### （43）

### （44）

### （45）

### （46）

### （47）

### （48）

### （49）

### （50）

### （51）

### （52）

### （53）

### （54）

### （55）

### （56）

### （57）

### （58）

### （59）

### （60）

### （61）

### （62）

### （63）

### （64）

### （65）

### （66）

### （67）

### （68）

### （69）

### （70）

### （71）

### （72）

### （73）

### （74）

### （75）

### （76）

### （77）

### （78）

### （79）

### （80）

### （81）

### （82）

### （83）

### （84）

### （85）

### （86）

### （87）

### （88）

### （89）

### （90）

### （91）

### （92）

### （93）

### （94）

### （95）

### （96）

### （97）

### （98）

### （99）

### （100）

### （101）

### （102）

### （103）

### （104）

### （105）

### （106）

### （107）

### （108）

### （109）

### （110）

### （111）

### （112）

### （113）

### （114）

### （115）

### （116）

### （117）

### （118）

### （119）

### （120）

### （121）

### （122）

### （123）

### （124）

### （125）

### （126）

### （127）

### （128）

### （129）

### （130）

### （131）

### （132）

### （133）

### （134）

### （135）

### （136）

### （137）

### （138）

### （139）

### （140）

### （141）

### （142）

### （143）

### （144）

### （145）

### （146）

### （147）

### （148）

### （149）

### （150）

### （151）

### （152）

### （153）

### （154）

### （155）

### （156）

### （157）

### （158）

### （159）

### （160）

### （161）

### （162）

### （163）

### （164）

### （165）

### （166）

### （167）

### （168）

### （169）

### （170）

### （171）

### （172）

### （173）

### （174）

### （175）

### （176）

### （177）

### （178）

### （179）

### （180）

### （181）

### （182）

### （183）

### （184）

### （185）

### （186）

### （187）

### （188）

### （189）

### （190）

### （191）

### （192）

### （193）

### （194）

### （195）

### （196）

### （197）

### （198）

### （199）

### （200）

### （201）

### （202）

### （203）

### （204）

### （205）

### （206）

### （207）

### （208）

### （209）

### （210）

### （211）

### （212）

### （213）

### （214）

### （215）

### （216）

### （217）

### （218）

### （219）

### （220）

### （221）

### （222）

### （223）

### （224）

### （225）

### （226）

### （227）

### （228）

### （229）

### （230）

### （231）



第十三条号において同じ。)が、当該中小企業者に係る法第六十二条第一項の認定(第七号又は前号の事由に係るものに限る。)の有効期限までに到来するものに限る。)により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種贈与認定申請基準事業年度(当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種贈与認定申請基準日(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合(一(3)に規定する場合を除く。) 当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年五月十五日前に当該中小企業者の第二種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者(当該第二種経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。)の相続が開始した場合 当該相続の開始の日から五月を経過する日

二 第二種贈与認定申請基準事業年度においても総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外國会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特

別子会社の株式又は持分を有する場合に限り  
る。)にあつては五人以上)であること。  
当該贈与の時以後において、当該中小企  
業者の特定特別子会社が上場会社等、大会  
社又は風俗営業会社のいずれにも該当しな  
いこと。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式  
等を取得した代表者(代表権を制限され  
ている者を除く。以下(6)を除きこの  
号において同じ。)であつて、当該贈与  
の時ににおいて、当該代表者に係る同族関  
係者と合わせて当該中小企業者の総株主  
等議決権数の百分の五十を超える議決権  
の数を有し、かつ、当該代表者が有する  
当該株式等に係る議決権の数がいずれの  
当該同族関係者が有する当該株式等に係  
る議決権の数も下回らない者であるこ  
と。

(2) 当該贈与の日ににおいて、十八歳以上で  
あること。

(3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上に  
わたり当該中小企業者の役員であるこ  
と。

(4) 当該贈与の時以後において、当該代表  
者が当該贈与により取得した当該中小企  
業者の株式等(当該贈与の時以後のいづ  
れかの時において当該中小企業者が合併  
により消滅した場合は当該合併  
に際して交付された吸収合併存続会社等  
の株式等(会社法第二百三十四条第一項  
の規定により競売しなければならない株  
式を除く。)、当該贈与の時以後のいづれ  
かの時において当該中小企業者が株式交  
換等により他の会社の株式交換完全子会  
社等となつた場合にあっては当該株式交  
換等に際して交付された株式交換完全親  
会社等の株式等(同項の規定により競売  
しなければならない株式を除く。)のう  
ち租税特別措置法第七十条の七第一項の  
規定の適用を受けようとする株式等の全  
部を有していること。

(5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（第七号及びこの号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をしたことがないこと。

チ  
（1）当該贈与が、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与であること。

（1）当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合については、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第二種経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合は、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

（2）（1）に掲げる場合以外の場合、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

リ  
当該中小企業者が会社法第八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第二种経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

又 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は前号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該贈与の時において、当該代表者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第七号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈（以下「第一種経営承継贈与」という。）又は法第十二条第一項の認定（前号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈（以下「第一種経営承継相続」という。）を受けた者であること。

当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限（第八条第二項に規定する相続税申告期限（租税特別措置法第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十一条若しくは第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）の有効期間までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第五項において読み替えた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することを見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいづれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第二種相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事

(3) 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合を除く）。

当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者が合併により消滅した場合においては、当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合は、当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を

業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

第二種相続認定申請基準事業年度において、いざれども総収入金額が零を超えること。

当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係のある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

(4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等を、(当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(次号又は第十三号の事由に係るものに限る)に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定(第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。)に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の第二種経営承継相続人となる者に限る。)以外の者が有していないこと。

当該中小企業者が法第十二条第一項の認定(第七号又は第八号の事由に係るものに限る。)を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時において、当該代表者が当該中小企業者の株式等について第一種経営承継贈与又は第一種経営承継相続を受けた者であること。

当該中小企業者が次に掲げるいずれにても該当する場合であって、当該中小企業者の代表者(当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資本保有型会社に該当しないこと。

ハ 第一種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第一種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（（3）に規定する場合を除く。）当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者又は第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

二 第一種特例贈与認定申請基準事業年度においていづれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）においては五人以上）であること。

ヘ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいづれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継受贈者」という。）であること。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（8）を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与

の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は前号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者（第十六条第一項第一号ロに規定する特例後継者をいいう。以下この条において同じ。）である

当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の時前において、当該中小企業者

該贈与の直前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。(8)において同じ。が、当該贈与の直前(当該贈与者が当該贈与の直前に当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前)において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて、当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の第一種特別経営承継受贈者となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であること。

当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が、当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が、当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（この号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないことを。ただし、当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した当該中小企業者の代表者が二人又は三人である場合において、当該贈与が同一の年中に行われるとときは、当該贈与のうち最初の贈与後の贈与については、ト（七）中「当該贈与者

手

(9)

(9) 係る贈与をした者でないこと」とあるのは「当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと」と、チ（2）中「当該第一種特例経営承継贈与者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与」とあるのは「当該贈与のうち最後の贈与の時における第一種特例経営承継贈与者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与」と読み替えるものとする。

当該中小企業者の株式等の贈与者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者（第六条第一号ハに規定する特例代表者をいいう。以下この条において同じ。）であること。

当該贈与が、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与であること。

(1) 第一種特例経営承継受贈者が一人である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与

(i) 当該贈与の直前において、当該中小

(同一)の年中に当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した当該中小企業者の代表者が二人又は三人である場合に又は、当該贈与のうち最初の贈与の直前」と、ト(8)中「当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(この号又は第十三号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと」とあるのは「当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(第十三号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと」と、チ(2)中「当該第一種特例経営承継贈与者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与」とあるのは「当該贈与のうち最後の贈与の時における第一種特例経営承継贈与者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与」と読み替えるものとする。

十一

り

( \* )

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項  
第八号に掲げる事項についての定めがある  
種類の株式を発行している場合にあって  
は、当該贈与の時以後において当該株式を  
当該中小企業者の代表者（当該中小企業者  
の第一種特例経営承継受贈者となる者に限  
る。）以外の者が有していないこと。

十二 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも  
該当する場合であつて、当該中小企業者の代  
表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の  
日の翌日から五月を経過する日以後において  
て、代表者である者に限る。以下この号にお  
いて同じ。）が相続又は遺贈により取得した  
当該中小企業者の株式等（次条第七項に規定  
する申請書を提出する時において、当該相続  
又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者に

(2) 第一種特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合、いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が当該第一種特例経営承継贈与者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与

(i) 该中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下同において同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。以下同において同じ。）の総数又は総額の三分の一（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

イ　当該相続の開始の時以後において、上場  
よつてまだ分割されていないもの(を除く。)と。  
に係る相続税を納付することが見込まれる、

会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

資産保有型会社に該当しないこと。  
第一重寺列相続忍定申請基準事業年度

第一種特殊機械器具等の取扱い規則

五月を経過する日をいう。以下同じ。) の

いて、いざれも資産運用型会社に該当しないこと。

おいていざれも総収入金額が零を超えること。

企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会

該中小企業者による支配関係がある法人が当該寺川子会社の末代又は持分を有する場合

「…」。」

等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

すれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合は、当該中小企業者が宗

種特例經營承繼相續人」ということであること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を

おいて同じく、あつて、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株

(i) 当該代表者が一人の場合  
当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が、当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合  
当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が、当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び、いづれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(3) 当該相続の開始の直前において、当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後もの）を受けている当該中小企業者のもの）を有する当該中小企業者の当該認証に係る特例後継者である場合を除く。)

(4) 売しなければならない株式を除く。)のうち租税特別措置法第七十条の七の第六項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項第一号の事由に係るものに限る。)に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定(第八号又は第十号の事由に係るものに限る。)に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(5) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認(第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更又は第十八条の第二項の規定による報告の確認が受かったときは、その変更又は報告後のもの)を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(6) 当該代表者の被相続人(当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。)が、当該相続の開始の直前(当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前)において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいすれの当該同族関係者(当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であること。

(7) 当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定(前号及び次号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと。

(8) 当該中小企業者の代表者の被相続人が第十七条第一項第一号の確認(第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更)。

又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後のものを受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。

チ 当該中小企業者が会社法第八百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

十三 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者による贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

ロ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ハ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）において、いずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。）当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第二種特例経営承

(当該第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継受贈者に係る  
当該会社の株式等を贈与した者をいう。  
以下同じ。)の相続が開始した場合、当該相続の開始日の翌日から五月を経過する日  
において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合、当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあつては五人以上)であること。  
当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。  
当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(その者が一人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継受贈者」という。)であること。  
(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。以下(7)を除きこの号において同じ。)であつて、当該贈与の時ににおいて、当該代表者に係る同族關係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。  
(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいづれの当該同族關係者(当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継相続人となる者を除く。(i-i)において同じ。)が有する



(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を有する者）が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継相続人」という。）であること。

(2) (i) 当該代表者が一人の場合  
当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継相続人又は第二種特例経営承継相続人又は第三種特例経営承継相続人、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継相続人となる者を除く。（i）において同じ。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合  
当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後もの）を受けている当該中小企業者の

当該確認に係る特例後継者である場合を除く。)。

(5) 第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

当該中小企業者が会社法第八百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人とな

(4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(当該相続の開始の時以後のいずれかの時ににおいて当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。)、当該相続の開始の時以後のいずれかの時ににおいて当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合には当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならない株式を除く。)のうち租税特別措置法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

一 当該中小企業者の當時使用する従業員（第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族を除く。以下これらの項において「親族外従業員」という。）の数が五人以上であること。

二 当該中小企業者が、親族外従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

三 当該贈与の日又は当該相続の開始の日まで引き続き三年以上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。

イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け（第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特

前項第七号から第十四号までの規定の適用については、中小企業者の第一種経営承継贈与者、第二種経営承継贈与者、第一種特例経営承継贈与者若しくは第二種特例経営承継贈与者からの贈与の時又は中小企業者の第一種経営承継相続人、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継相続人若しくは第二種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時において、当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当するときは当該中小企業者は資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとみなし、当該中小企業者の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するときは当該特別子会社は資産保有型子会社及び資産運用型子会社に該当しないものとみなす。

る者に限る。)以外の者が有していないこと。  
リ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定(第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。)を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時において、当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等について第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続を受けていること。  
十五 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。  
前項第二号の第十四号までの規定の適用こと。

項第一第三号	第六条第一項	第八号	第一条第十七号
(1)、(4)	第六条第一項 第八号イ、ロ ホ、ヘ、ト		
開始の相続の開 始の日から五月の翌日を経過する	被相続人（遺贈贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時	被相続人（遺贈贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時	からの贈与
被相続人から当該代表者の贈与			

る相続税を納付することが見込まれることによつて、当該中小企業者が第一項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができるときに限り、その認定と併せて、当該受贈者が贈与により取得した当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより第一項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を要する。

「被相続人（遺贈をした者）を含む。以下同じ。」の相続の開始の日」とあるのは、「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者）を含む。以下同じ。」からの贈与の時」とあるのは、「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号ト（3）」とあるのは、「第六条第一項第十号ト（2）」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（4）及び（6）、チ並びにリ」とあるのは、「第六条第一項第十号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）及び（3）、チ並びにリ」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは、「第七条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」と、「第九条第三項第三号」とあるのは、「第九条第三項の規定により読み替えられた同条第三項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種特別相続認定中小企業相続人」とあるのは、「第二種経営承継相続人」と、「第九条第三項第三号」とあるのは、「第九条第三項の規定により読み替えられるものとする。

第四項の規定は、中小企業者が第一項第九号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈りに受け取った者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは、「第一項第九号」と、「第一項第八号」とあるのは、「第一項第十号」と読み替えるものとする。

第五項の規定は、中小企業者が第一項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは、「第一項第十号」と読み替えるものとする。

第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十一号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得し、かつ、当該贈与の日の属する年ににおいて当該株式等の贈与者の相続が開始したときにについて準用する。この場合において、

〔第一項第七号チ（1）又は（2）〕とあるのは「第一項第十一号チ（1）又は（2）」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（4）及び（6）、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十二号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（3）及び（6）並びにチ」と、「第六条第一項第八号ト（3）」とあるのは「第六条第一項第十二号ト（2）」と、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合を除く。」とあるのは「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第三項第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種経営承継相続人」と読み替えるものとする。

〔第一項第十一号〕の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について適用する。（この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十一号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。）

第五項の規定は中小企業者が第一項第十二号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいふ。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八

12 るものとする。

第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十三号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得し、かつ、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始したときについて準用する。この場合において、  
〔第一項第七号チ（1）又は（2）〕とあるのは、「  
〔第一項第十三号チ（1）又は（2）〕と、「  
〔第一項第八号〕」とあるのは、「第一項第十四号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは、「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは、「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（4）及び（6）、チ並びにリ」と、「第六条第一項（1）及び（3）、チ並びにリ」と、「第六条第一項第八号ト（3）」とあるのは、「第六条第一項第十四号ト（2）」と、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合を除く。」とあるのは、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは、「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第七項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは、「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

第五項の規定は中小企業者が第一項第十四号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう）が死亡した場合（当該相続の開始の日翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

法第十二条第一項第一号ロ及びハの経済産業省令で定める事由は、他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合には、その代表者。第二十五項及び第二十六項において同じ。）が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることとする。

法第十二条第一項第二号イの経済産業省令で定める事由は、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の譲渡に起因する当該事業の経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

一 当該中小企業者が、当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。

二 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

三 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の三月間ににおける当該中小企業者の売上高等が、前年同期の三月間ににおける売上高等の百分の八十以下に減少することが見込まれること。

四 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

五 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ 当該中小企業者が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額について、当該中小企業者がその事業用資産等をもつてする分割に代えて当該中小企業者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該中小企業者が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額について、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であつて、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者から贈与により取得した特定事業用資産（当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産に限る。以下この号において同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 第一種贈与申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。）当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十日までのいずれかの日である場合

当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日より前に当該個人である中小企業者又は当該他の個人である中小企業者の相続が開始した場合（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日）当該個人である中小企業者が当該贈与により当該他の個人である中小企業者の営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産について、当該他の個人である中小企業者が有していたものに限り、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産について、当該個人である中小企業者が有していた共有持分の全部）を取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行つてること（当該個人である中小企業者が、当該贈与の時から当該贈与

に係る第一種贈与申請基準日までの間において、事業所得を生じる他の事業を行つてゐる場合には、当該事業及び当該他の事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、当該事業と当該他の事業とを区分整理していること。)。

ハ 当該個人である中小企業者が第一種贈与申請基準日まで引き続き当該贈与により取得をした特定事業用資産のうち税率特別措置法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること。

二 当該個人である中小企業者が当該贈与の日において、十八歳以上であること。

ホ 当該個人である中小企業者が当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと。

ヘ 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定(この号の事由に係るものに限る。)に係る申請の日までに当該特定事業用資産に係る事業について、開業の届出書(所得税法第二百二十九条の規定に基づき提出された開業の届出書をいう。以下同じ。)を提出していること。

ト 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定(この号の事由に係るものに限る。)に係る申請の日までに青色申告書(所得税法第二百四十三条に定める青色の申告書による申告をいう。以下同じ。)の承認を受けていること又は受ける見込みであること。

チ 当該個人である中小企業者が法第十七条第三号の確認(第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)を受けた個人事業承継者(第十六条第三号イに規定する個人事業承継者をいう。以下この条において同じ。)であること。

ヌ 当該個人である中小企業者が当該特定事業用資産を贈与した日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書を提出していた者であること。



個人である中小企業者が、贈与により他の個人である中小企業者の特定事業用資産を取得し得た場合において、当該贈与の日の属する年において当該他の個人である中小企業者の相続が開始し、かつ、当該他の個人である中小企業者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十二条の十五の規定により当該贈与により取得した当該特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に加算されることとなるとき（当該特定事業用資産について同法第二十二条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第十六項第八号の規定の適用については、当該贈与により取得した特定事業用資産を当該他の個人である中小企業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産とみなす。この場合において、次の表の上欄に

十一 業者の事業活動の進展に支障を生じさせるものはない。  
第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時において、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者の特定事業用資産について第一種認定贈与又は第一種認定相続を受けていること。

の全部を有しないが、自己の事業の用に供してはいること又は供する見込みであること。

ハ 当該個人である中小企業者が第二種相続申請基準日まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の第一項の規定による適用を受ける場合に適用する

者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（当該生計一親族等が有しているものに限り、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、当該生計一親族等が有していた共有持分の

19 一次個人事業受贈者以外の個人である中小企業者（以下この項及び第二十一項において「第二次個人事業受贈者」という。）が当該第一次個人事業受贈者から相続又は遺贈により取得した当該特定事業用資産に係る相続税を納付することと見込まれることにより当該第二次個人事業受贈者が第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる限り第十六項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に他の個人である中小企業者が當んでいた事業に係る特定事業用資産を相続又は遺贈により取得した個人である中小企業者（以下この項及び第二十二項において「第二次個人事業承継相続人」という。）が死亡した場合（当該相続の開始日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次個人事業承継相続人が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次個人事業承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該特定事業用資産に

第十六項第七号の事由に係る法第十一條第一項の認定を受ける前に他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産を贈与により取得した個人である中小企業者（以下この項及び第二十一項において「第一次個人事業受贈者」という。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該第一次個人事業受贈者が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次個人事業受贈者が贈与により取得した当該特定事業用資産に係る贈与税を納付することが見込まれることにより当該第一次個人事業受贈者が第十六項第七号に該当していたときは、当該第

係する相続税を納付することが見込まれることにより当該第一次個人事業承継相続人が第十六項第八号に該当していたときは、当該第一次個人事業承継相続人以外の個人である中小企業者（以下この項及び第二十二項において「第二次個人事業承継相続人」という。）が当該第一次個人事業承継相続人から相続又は遺贈により取得した当該特定事業用資産に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該第二次個人事業承継相続人が第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる



八 次に掲げる誓約書

九 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合

一〇 本件の直前。以下この号において同じ。)、当該贈与の時及び当該贈与の時及び当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者(当該第一種経営承継贈与者又は当該第一種経営承継受贈者に係る同様關係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。)の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し)

一一 登記事項証明書(当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の事実を証する約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類)

一二 五 当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書

一三 六 当該中小企業者の当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準事業年度(前条第二項に該当する中小企業者である場合にあっては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。)の会社法第四百三十五条第二項又は第六百一十七条第一項に規定する書類その他のこれらに類する書類

一四 七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日までの間ににおいて当該中小企業者が上場会社等(金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に備えられるものに上場若しくは登録若しくはこれらの中請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下同じ。)又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

12

あつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

口 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種経営承継贈与者からの贈与の時において、当該中小企業者が前条第一項各号に掲げるいすれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時における当該第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

九 当該贈与の時における当該第一種経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種経営承継贈与者からの贈与の時において、当該中小企業者が前条第一項各号に掲げるいすれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時における当該第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

十 削除

十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第二項に規定する相続税申告期限をいう。以下この条において同じ。）前に当該中小企業者の第一種経営承継相続人の相続が開始した場合にあっては、当該第一種経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいづれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）当該相続の開始の時及び当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者（当該被相続人又は当該第一種経営承継相続人に係る

九

口 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日までの間ににおいて、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれに也有しない旨の誓約書

当該贈与の時における当該第一種経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種経営承継贈与者からの贈与の時において、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいづれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号における当該第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等）

削除

一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号事由に係るものに限る。）を受けようとする社である中小企業者は、当該認定に係る相続開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続人の相続が開始した場合にあっては、当該第一種経営承継相続人の相続の開始の日の翌から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前ににおいて当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、当該相続の開始の時及び当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者（当該被相続人又は当該第一種経営承継相続人に係る

卷之三

同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。(以下この号において同じ。)の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合には、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における当該中小企業者の定款の写し)

三 登記事項証明書(当該相続に係る第一種相続認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。)

四 当該第一種経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺書の写し、遺産の分割の協議に関する書類(当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己的印を押しているものに限る。)の写しその他の当該株式等の取得の事實を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類

五 当該相続の開始の日及び当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該相続に係る第一種相続認定申請基準事業年度(前条第二項に該当する中企業者である場合にあっては、当該相続の開始の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。)の会社法第四百三十五条第二項又は第六百一十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種相続認定申請基準日までの間ににおいて当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

イ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配關係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種相続認定申請基準日までの間ににおいても該当しない旨の誓約書

当該相続の開始の時における当該被相続人及びその親族(当該中小企業者の第一種経営

4

承継相続人の被相続人の相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。(以下この号において同じ。)の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時における第一種経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等又は当該被相続人の法定相続情報一覧図

二、当該贈与が当該贈与の直前において当該中小企業者の定款の写し  
道府県知事に提出するものとする。

一、当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請書の準拠日における当該中小企業者の定款の写し

（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該被相続人が当該代  
相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前に当該被相続人が当該相続の開  
始の直前において当該中小企業者の代表者として同様に当該相続の開始の時とあるのは、  
「当該相続の開始の時」と、「当該相続に係る第一種相続認定申請基準日以後に作成されたも  
のに限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前に当該被相続人が当該相続の開始の時と  
して同じ。」）とあるのは、「当該相続の開始の時」とあるのは、「当該相続に係る第一種相  
続認定申請基準事業年度」とあるのは、「第一種相続認定申請基準事業年度」と読み替える  
ものとする。

二、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十一  
号の事由に係るものに限る。）を受けようとして  
る会社である中小企業者は、当該認定に係る贈  
与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈  
与に係る贈与税申告期限前に当該中小企業者  
第一種特例経営承継贈与者が代表者であつた旨の  
記載のある登記事項証明書を含む。）とあるのは  
は、「当該相続に係る第一種相続認定申請基準  
日前において当該中小企業者の代表者でない場合  
にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の  
記載のある登記事項証明書を含む。」とあるの  
は、「当該相続に係る第一種相続認定申請基準  
日以後に作成されたものに限る。」と、「第一  
種相続認定申請基準事業年度」とあるのは、「第一  
種相続認定申請基準事業年度」と読み替える  
二種相続認定申請基準事業年度」と読み替える  
ものとする。

三、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十一  
号の事由に係るものに限る。）を受けようとして  
る会社である中小企業者は、当該認定に係る贈  
与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈  
与に係る贈与税申告期限前に当該中小企業者  
第一種特例経営承継贈与者が代表者であつた旨の  
記載のある登記事項証明書を含む。）とあるのは  
は、「当該相続に係る第一種相続認定申請基準  
日前において当該中小企業者の代表者でない場合  
にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の  
記載のある登記事項証明書を含む。」とあるの  
は、「当該相続に係る第一種相続認定申請基準  
日以後に作成されたものに限る。」と、「第一  
種相続認定申請基準事業年度」とあるのは、「第一  
種相続認定申請基準事業年度」と読み替える  
二種相続認定申請基準事業年度」と読み替える  
ものとする。

業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては、当該第一種特例経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前、以下この号において同じ）、当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該第一種特例経営承継贈与者又は当該第一種特例経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該贈与の直前及び当該贈与の時ににおける当該中小企業者の定款の写し）

三 登記事項証明書（当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において同一の会社法第四百三十五条を記載した書類）

四 当該第一種特例経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写し（他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類）

五 当該贈与の時における当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあっては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百一十七条规定する書類その他これらに類する書類

七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間ににおいて当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

イ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

九 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

十 当該贈与の時ににおける当該第一種特例経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者からの贈与の時ににおいて同一。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時ににおける当該第一種特例経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

十一 第十七条第五項に規定する確認書（同条第十一項第一号に該当することを確認の事由とするものに限り、第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつた場合にあつては、同条第十項の確認書を含む。次項において同じ。）

十二 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

十三 法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限前に当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人の相続が開始した場合にはあつては、当該第一種特例経営承継相続人の相続の開始日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日ににおける当該中小企業者の定款の写しの代表者（代表権を制限される者を除く。次号において同じ。）でない場合にはあつては当該被相続人が当該代表者であった期間内のいづれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）当該相続の開始の時及び当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日ににおける当該中小企業者が当該相続人又は当該第一種特例経営承継相続

人による同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時ににおける当該中小企業者の定款の写し）

三　登記事項証明書（当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前ににおいて当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四　当該第一種特例経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己的の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類

五　当該相続の開始の日における当該中小企業者の従業員数証明書

六　当該中小企業者の当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七　当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日までの間ににおいて当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいづれにも該当しない旨の誓約書

八　次に掲げる誓約書

イ　当該相続の開始の時において、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ　当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日までの間ににおいて、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大手会社又は風俗営業会社のいづれにも該当しない旨の誓約書

九　当該相続の開始の時における当該被相続人及びその親族（当該中小企業者の第一種特例

8

経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時において、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下の号において同じ。)の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時における第一種特例経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等又は当該被相続人の法定相続情報一覧図

十一 第十七条第五項に規定する確認書

十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定(前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。)の参考となる書類

第六項の規定は、法第十二条第一項の認定(前条第一項第十三号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者について適用する。この場合において、「第一種特例経営承継贈与者」とあるのは、「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種特例経営承継受贈者」とあるのは、「第二種特例経営承継贈与者」と、「様式第七の三」とあるのは、「様式第七の四」と、「第一種特例贈与認定申請基準日」とあるのは、「第一種特例贈与認定申請基準日」と、「当該贈与の直前(当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者(代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。)でない場合にあっては当該第一種特例経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。)、当該贈与の時」とあるのは、「当該贈与の時」と、「(当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該第一種特例経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。)とあるのは、「当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、「第一種特例贈与認定申請基準事業年度」とあるのは、「第一種特例贈与認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

第七項の規定は、法第十二条第一項の認定(前条第一項第十四号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者について適用する。この場合において、「第一種特例経営承継相続人」と、「様式第八の三」とあるのは、「第一種特例贈与認定申請基準事業年度」と読

（当該被相続人が當該相続の開始の直前において當該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては當該被相続人が當該代表者であつた期間内のいずれかの時及び當該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、當該相続の開始の時」と、「（當該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日以後に作成されたものに限り、當該被相続人が當該相続の開始の直前において當該中小企業者の代表者でない場合にあつては當該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）」とあるのは「（當該相続に係る第二種特例相続認定申請基準日以後に作成されたものに限る。）」と、「（第一種特例相続認定申請基準事業年度）」とあるのは「（第二種特例相続認定申請基準事業年度）」と読み替えるものとする。

二 当該個人である中小企業者の開業の届出書の写し

三 当該個人である中小企業者の青色申告の承認の通知(所得稅法第百四十六条の規定に基づき稅務署長が通知する書面をいう。次項において同じ。)又は青色申告の承認の申請書(同法第百四十四条の規定に基づき提出された青色申告の承認の申請書をいう。次項において同じ。)の写し

四 当該他の個人である中小企業者が當んでいた特定事業用資産に係る事業を廃止した旨の申告書及び所得稅法第二百二十九条に定める届出書(所得稅法第二百二十九条に定める届出書をいう。)の写し

五 当該他の個人である中小企業者の当該贈与の日の属する年前年、前々年における青色申告書及び所得稅法第二百二十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し

六 次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面

イ 当該贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産(第一条第二十九項各号に掲げる種類の資産に限る。)の全てであること。

ロ 当該個人である中小企業者が当該特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。

ハ 当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備付けを行つていること(当該個人である中小企業者が、当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与申請基準日までの間ににおいて、事業所得を生じる他の事業を行つてゐる場合には、当該事業と当該他の事業とを区分整理していること)。

七 当該個人である中小企業者が、当該贈与の事業まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る贈与税の見込額を記載した書類

八 業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面  
九 与申請基準日までの間ににおいて、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書  
十 第十七条第五項に規定する確認書（同条第一項第三号に該当することを確認の事由とするものに限り、第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があつた場合にあっては、同条第十項の確認書を含む。次項において同じ。）  
十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第十六項第七号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類  
十二 法第十二条第一項の認定（前条第十六項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあっては、当該個人である中小企業者の相続の開始の開始日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の五による申請書に、当該申請書の写しと通じ及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。  
一 当該個人である中小企業者が相続又は遺贈により取得した当該他の個人である中小企業者の特定事業用資産に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他、当該特定事業用資産の取得の事実を証する書類及び当該特定事業用資産に係る相続税の見込額を記載した書類  
二 当該個人である中小企業者の開業の届出書の写し  
三 認の通知又は青色申告の承認の申請書の写し  
四 次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面  
イ 当該相続又は遺贈により取得した特定事業用資産が、当該相続の開始の直前において

て、当該他の個人である中小企業者が「所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十九項各号に掲げる種類の資産に限る。）」の全てであること。

ロ 当該個人である中小企業者が当該特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。

ハ 当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備付けを行っていること（当該個人である中小企業者が、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る第一種相続人である中小企業者が、当該相続の開始の申請基準日までの間において、事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、当該事業と当該他の事業とを区分整理していること）。

五 当該個人である中小企業者が、当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面（当該他の個人である中小企業者が六十歳未満で死亡した場合を除く。）

六 当該他の個人である中小企業者の相続の開始の日の属する年の前年及びその前々年における青色申告書及び所得税法第四百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書。

七 当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る第一種相続申請基準日までの間に、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書。

八 当該相続の開始の時における当該個人である中小企業者及び当該他の個人である中小企業者の住民票の写し。

九 第十七条第五項に規定する確認書

十 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第十六項第八号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類。

十一 第十項の規定（第二号から第五号まで、第七号及び第八号を除く。）は、法第十二条第一項の認定（前条第十六項第九号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者について準用する。この場合において、第十項中「他の個人である中小企業者」とあるの

は「生計一親族等」と、「前条第十六項第七号」とあるのは「前条第十六項第九号」と、「その事業の用に供していた資産」とあるのは「当該他の個人である中小企業者が事業の用に供していいる資産」と、「第一種贈与申請基準日」とあるのは「第二種贈与申請基準日」と、「様式第七の六」と読み替えるものとする。

ハ 第十一項の規定（第二号、第三号及び第五号から第七号までを除く。）は、法第十二条第一項の認定（前条第十六項第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者について準用する。この場合において、第十一項中「他の個人である中小企業者」とあるのは「生計一親族等」と、「前条第十六項第八号」とあるのは「前条第十六項第十号」と、「様式第八の五」とあるのは「第二種相続申請基準日」と、「第一種相続申請基準日」とあるのは「第二種相続申請基準日」と、「様式第八の六」と読み替えるものとする。

一四 都道府県知事は、前各項の申請を受けた場合において、法第十二条第一項の認定をしたときは様式第九による認定書を交付し、当該認定をしない旨の決定をしたときは様式第十により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

五 経済産業大臣は、認定中小企業者（第九条第一項の認定中小企業者をいう。以下この項において同じ。）、第一種特別贈与認定中小企業者（第九条第二項の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。以下この項において同じ。）、第二種特別贈与認定中小企業者（第九条第四項の第二種特別贈与認定中小企業者をいう。以下この項において同じ。）、第二種特別相続認定中小企業者（第九条第三項の第一種特別相続認定中小企業者をいう。以下この項において同じ。）、第一種特別贈与認定中小企業者（第九条第五項の第二種特別相続認定中小企業者をいう。以下この項において同じ。）、第一種特例相続認定中小企業者（第六条第一項第七号から第十四号まで及び第十六条第七号から第十号までの事由に係るもの�除く。）の有効期限は、当該認定を受けた日の翌日から一年を経過する日とする。

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「贈与税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

三 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「贈与税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。

四 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継贈与に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継贈与に係る相続税申告期限の翌日又は当該第一種経営承継相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日（これららの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

五 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（以下「相続税申告期限」という。）の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

六 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第一種経営承継相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日（これららの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。



当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。)の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間(当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合(第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合にあっては、当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。)の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日(第十二条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与雇用判定期間内に計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回る數となつたこと。

四 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者及び当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該第一種特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分五十以下となつたこと(第八号に規定する第一種特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の認を受けた場合を除く。)。

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者に係る同族関係者のうち、すれかの者が、当該第一種経営承継受贈者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者の

株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなつたこと(第八号に規定する第一種特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。)。

六 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式(租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。)の全部又は当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式(租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。)をしたことを含み、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合(第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限り、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与(以下「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」という。)をしたことについて、第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。)。

七 当該第一種特別贈与認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その第一種経営承継受贈者が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式(当該第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合には、その株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者以外の者が有することとなつたこと)。

九 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を準備金と認定株式一部再贈与との合併により消滅する場合を除き、会社法その他他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。以下同じ。)したこと。

十 当該第一種特別贈与認定中小企業者が解散(合併により消滅する場合を除き、会社法その他会社等又は風俗営業会社に該当したこと。)の規定により競売しなければならない株式を除外する場合にあっては、当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除外する)、当該第一種特別贈与認定中小企業者が持分を有する場合にあっては、当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならない株式を除く。)のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第六十条のいすれにも該当する特別子会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産保有型会社(第六条第二項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。)

十一 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

十二 当該第一種特別贈与認定中小企業者が資本保有型会社(第六条第二項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。)

十三 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社(第六条第二項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。)

十四 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入額が零であったこと。

十五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

十六 第十二条第一項、第五項及び第十一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

十七 偽りその不正の手段により当該認定を受けたこと。

十八 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと(減少する資本金の額の全部を準備金とする場合並びに同法第三百九条第二項第九号及びロに該当する場合を除く。以下同じ。)

十九 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合及び同法第四百四十九条第一項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)

二十 当該第一種特別贈与認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

二十一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者となつたこと。

二十二 当該認定の有効期限までに当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該第一種特別贈与認定中小企業者が第十三条第一項の確認を受けていないこと。

二十三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が第十八条項の申請があつたこと。

二十四 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいすれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。)

二十五 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社(第六条第一項第八号の事由に係るものに限り、それを受けた中小企業者(以下「第一種特別相認定中小企業者」という。)が、次に掲げる



「当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日」と、「第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の三第十三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「第一種贈与報告基準日」(第十二条第十四項の規定により準用される同条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)と、「当該第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該認定に係る第一種相続報告基準日(第十二条第十五項の規定により準用される同条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。)」と、「当該第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該認定に係る第一種相続の開始の時」と、「第一種贈与報告基準日又は当該認定に係る第一種特別贈与認定株式一部再贈与」と、「当該認定に係る第一種経営承継相続の開始の時」と、「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第一種特別贈与認定申請基準日」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十一項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第一種贈与認定申請基準日」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十二条规定により読み替えられた同条第五項及び第十項各号」と、「第十三条规定により読み替えられた同条第三項並びに同条第十六項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項」と、「第十三条规定により読み替えられた同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

第三項の規定は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下「第二種特別相続認定中小企業者」という。)について準用する。この場合において、「第六条第一項第八号」とあるのは「第六条第一項第十号」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種相続雇用判定期間」と、「相続税申告期限の翌日(当該相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈

与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から当該認定の有効期限とあるのは、「当該第二種特別相続認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は相続税申告期限の翌日又は当該第二種特別相続認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらとの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から当該認定の有効期限」とあるのは、「当該認定に係る第一種贈与報告基準日（第十三条第三項の規定により準用される同条第二項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」と「当該第一種相続報告基準日（第十二条第十五項の規定により準用される同条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」と「当該認定に係る第一種経営承継贈与の時又は第一種経営承継相続の開始の時」と、「第一種特別相続認定株式一部贈与」とあるのは、「第二種特別相続認定株式一部贈与」と、「第一種認定相続株式」とあるのは、「第二種認定相続株式」と、「第十項各号」とあるのは、「第十項第一項、同条第十五項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項及び同条第七項」とあるのは、「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第三項」とあるのは、「第十二条第十四項」とあるのは、「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第七項」と読み替えるものとする。

第二項の規定（第三号を除く。）は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特例贈与認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第十一号」と、「第一種特例贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第一種特例贈与認定株式一部再贈与」とあると、「いざれかの者」とあるのは「いざれかの者（第一種特例経営承継受贈者）」と、「第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第二種特例経営承継相続人を除く。」と、「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の七の五第一項」と、「第七十条の七の八第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特例認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十二項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「以外の者」とあるのは「以外の者（第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第一種特例経営承継相続人を除く。）」と、「第一種特例経営承継贈与者」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項、第五項及び第十一項」と、「第一種特例経営承継贈与者」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

十一条の七の「第二項」とあるのは「第七十条の七の六第一項」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第一種特例認定相続株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十二項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「以外の者」とあるのは「以外の者（第一種特例經營承繼受贈者、第二種特例經營承繼受贈者及び第二種特例經營承繼相続人を除く。）」と、「第十二条第三項及び第七項」とあるのは「第十二条第二項の規定により読み替えられた同条第三項及び第七項」と読み替えるものとする。

第七項の規定（第三号を除く。）は、法第二二条第一項の認定（第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特例贈与認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第十三号」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特例贈与認定中小企業者」と、「第一種經營承繼受贈者」とあるのは「第二種特例經營承繼受贈者」と、「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第二種特例贈与認定株式一部再贈与」と、「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（第一種特例經營承繼受贈者、第一種特例經營承繼相続人、第二種特例經營承繼受贈者及び第二種特例經營承繼相続人を除く。）」と、「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の七の五第一項」と、「第七十条の七の四第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種特例認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十三項」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と、「第十二条第一項、第五項及び第十一項」とあるのは「第十二条第二十一項、第二十四項又は第二十六条の規定により読み替えられた同条第五項若しくは第六項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第二十三項又は第二十七項の規定により読み替えられた同条第三項又は同条第二十八項の規定により読み替えられた同条第五項若しくは第十一項」と、「第一種經營承繼贈与者」とあるのは「第二種特例經營承繼贈与者」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第五項の

規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

10  
項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第二十三項、第二十五項若しくは第二十七項の規定により読み替えられた同条第三項又は同条第二十九項の規定により読み替えられた同条第七項」と読み替えるものとする。

第一種特別贈与認定中小企業者又は第一種特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。)を受けた後、その第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合(当該第一種経営承継受贈者又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別贈与認定中小企業者又は当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該第一種経営承継受贈者又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別贈与認定中小企業者又は当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定贈与株式又は

第一種認定相続株式の全部について法第十二条  
第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。)であつて、その旨を証する書類類を都道府県知事

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号） 第十九条第一項の規定により要介護認定（要介護状態区分が要介護五である場合に限る。）を受けたこと。  
四 前三号に掲げる場合に類すると認められるること。

前項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号又は第八号」とあるのは、「第六条第一項第九号又は第十号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは、「第二種経営承継受贈者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは、「第二種経営承継相続人」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは、「第二種認定贈与株式」と、「第一種認定相続株式」とあるのは、「第二種認定相続株式」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは、「第二種経営承継贈与者」と、「第二項第二

号」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた第二項第一号」と、「第三項第二号」であるのは、「第五項の規定により読み替えられた

二、当該第一種贈与認定個人事業者が死亡したこと。  
二、当該第一種贈与認定個人事業者が重度の障

九　当該第一種贈与認定個人事業者が所得税法  
第一百五十二条第一項の規定による青色申告書  
の提出をやめる旨の届出書を提出したこと。

十　当該事業が資産保有型事業に該当したこと。  
十一　当該贈与の日の属する年以後のいずれか  
の年において、当該事業が資産運用型事業に  
該当したこと。

十二　当該事業が性風俗関連特殊営業に該当し  
たこと。

十三　当該贈与の日の属する年以後のいずれか  
の年において、当該事業の総収入金額が零で  
あつたこと。

十四　当該第一種贈与認定個人事業者から第十  
八項の申請があつたこと。

十五　偽りその他不正の手段により当該認定を  
受けたこと。

都道府県知事は、法第十二条第一項の認定  
(第六条第十六項第八号の事由に係るものに限



- 六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

第三項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

第四項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

第五項の規定は、第一種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

第六項の規定は、第一種特例相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

第七項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

第八項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

第九項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第二種特例相続認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例相続認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十二号までの事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が前条第十一項各号（前条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに

該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈者、当該第一種経営承継相続人、当該第二種経営承継相続人、当該第二種経営承継受贈者、當承継相続人、當該第一種特別経営承継相続人、當該第一種特別経営承継受贈者及び吸收合併存続会社等の代表者でない場合（その代表権を制限している者である場合を含む。）であつても、第一項第一号又は第二項第一号（第三項から前項までの規定により準用される場合を含む。）に該当するものとみなす。

吸收合併存続会社等が第一項のとおり書の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「贈与の時における常時使用する従業員の数」に、吸收合併の場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者及び吸收合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸收合併消滅会社をいい、合併前第一種特別贈与認定中小企業者（次条第一項のとおり書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸收合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸收合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては、新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前第一種特別贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

- 11 吸収合併存続会社等が第二項の規定により第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合においては当該第一種特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読み替え後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時に、吸収合併の場合においては当該第一種特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。」の吸収合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数」とある。

- 雇用判定期間内に存する第種相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数）と読み替えるものとする。





項第一号及び第三号から第五号まで、同条第六項の規定により読み替えられた同条第五項の表の第二号の下欄及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、ハ、第六項第二号及び第十一項第二号」とあるのは、「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第二項第二号、同条第十六項第二号及び第十二項第二号」とあるのは、「第九条第三項第二号」とあるのは、「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」とあるのは、「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第二号」と、「第九条第三項第三号」とあるのは、「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と、「第六条第一種相続雇用判定期間」とあるのは、「第二種相続雇用判定期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは、「当該認定に係る第一種贈与報告基準日又は第一種相続報告基準日」と、「第六条第三項の規定による読み替え後の第九条第三項第三号」とあるのは、「第六条第六項の規定による読み替えられた同条第三項第八号」と、「第九条第三項第三号」とあるのは、「第九条第三項第八号」と、「第九条第十項」とあるのは、「第九条第十一項」の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第三項第三号」とあるのは、「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第八号」と、「第九条第十項」とあるのは、「第九条第十一項」の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ及びリ」と、「第十二条第三項第一号並びに同表の第三号の下欄イ」とあるのは、「第十二条第十五項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄イ及びリ」と、「第十二条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」とあるのは、「第十二条第十五項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄イ及びリ」と、「第十二条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」とあるのは、「第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の







三 当該第一種 経営承継相続人 が当該第一種特 別相続認定中小 企業者の代表者 を退任した場合 （第九条第十項 各号のいずれか に該当するに至 つた場合に限る ）。において、 当該第一種經營 承継相続人が當 該當するに至 つた場合に限 る。）に該当するに 至つた場合に限 る。	第一種特別相続認 定株式贈与が生じたこ と（ただし、次に掲 げる事項も併せて報 告しなければならな い。）	第一種特別相続認 定株式贈与が生じたこ と（ただし、次に掲 げる事項も併せて報 告しなければならな い。）	第一種特別相続認 定株式贈与が生じたこ と（ただし、次に掲 げる事項も併せて報 告しなければならな い。）	第一種特別相続認 定株式贈与が生じたこ と（ただし、次に掲 げる事項も併せて報 告しなければならな い。）
ト 第一種隨時相続 報告基準事業年度に おける当該第一種特 別の誓約書	第一種特別相続認 定中小企業会社に該 当しない旨の誓約書	第一種特別相続認 定中小企業会社に該 当しない旨の誓約書	第一種特別相続認 定中小企業会社に該 当しない旨の誓約書	第一種特別相続認 定中小企業会社に該 当しない旨の誓約書
六 第一種隨時相続 報告基準事業年度の 会社法第四百三十 五条第二項又は第六百 十七条第二項に規定 する書類その他の書類	第一種特別相続認 定中小企業者の第一 種隨時相続報告基準 事業年度の会社法第 四百三十五条第二項又 は第六百十七条第二項 に規定する書類	第一種特別相続認 定中小企業者の第一 種随时相続報告基準 事業年度の会社法第 四百三十五条第二項又 は第六百十七条第二項 に規定する書類	第一種特別相続認 定中小企業者の第一 種随时相続報告基準 事業年度の会社法第 四百三十五条第二項又 は第六百十七条第二項 に規定する書類	第一種特別相続認 定中小企業者の第一 種随时相続報告基準 事業年度の会社法第 四百三十五条第二項又 は第六百十七条第二項 に規定する書類
九 当該吸收合併存 続会社等の特定特別 子会社に該当しない 旨の誓約書	当該吸收合併存 続会社等の資産保 有型会社に該当しない こと	当該吸收合併存 続会社等の資産保 有型会社に該当しない こと	当該吸收合併存 続会社等の資産保 有型会社に該当しない こと	当該吸收合併存 続会社等の資産保 有型会社に該当しない こと

八 前各号に掲げるもののはか、前項各号に掲 げる事項に参考となる書類	八 前各号に掲げるもののはか、前項各号に掲 げる事項に参考となる書類
九 第一項又は第三項の規定にかかるわらず、前条 第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、 都道府県知事に対し、株式交換効力発生日等の 遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該 当する旨を報告しなければならない。この場合 において、当該吸收合併存続会社等は、様式第 一条第一項又は第二項の吸收合併存続会社等は、 都道府県知事に対し、合併効力発生日等の後、 遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該 当する旨を報告しなければならない。この場合 において、当該吸收合併存続会社等は、様式第 十条各号のいずれかに該当する事実に至つたこと を報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲 げる書類を添付して、都道府県知事に提出する ものとする。	九 第一項又は第三項の規定にかかるわらず、前条 第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、 都道府県知事に対し、株式交換効力発生日等の 遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該 当する旨を報告しなければならない。この場合 において、当該吸收合併存続会社等は、様式第 一条第一項又は第二項の吸收合併存続会社等は、 都道府県知事に対し、合併効力発生日等の後、 遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該 当する旨を報告しなければならない。この場合 において、当該吸收合併存続会社等は、様式第 十条各号のいずれかに該当する事実に至つたこと を報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲 げる書類を添付して、都道府県知事に提出する ものとする。
十 前各号に掲げるもののほか、第十条第一項 各号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる 書類	十 前各号に掲げるもののほか、第十条第一項 各号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる 書類
十一 第一項の規定にかかるわらず、第一種特別贈与 者との内訳を記載した書面	十一 第一項の規定にかかるわらず、第一種特別贈与 者との内訳を記載した書面
十二 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又 は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓 約書	十二 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又 は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓 約書

十三 第一種特別相続認定中小企業者に該当する旨 の誓約書	十三 第一種特別相続認定中小企業者に該当する旨 の誓約書
十四 第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し 二 登記事項証明書（第一種随时相続報告基準 日以後に作成されたものに限る。）	十四 第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し 二 登記事項証明書（第一種随时相続報告基準 日以後に作成されたものに限る。）
十五 中小企業者の株主名簿の写し 三 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式 会社である場合にあつては、第一種随时相続 報告基準日における当該第一種特別相続認定 中小企業者の株主名簿の写し	十五 中小企業者の株主名簿の写し 三 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式 会社である場合にあつては、第一種随时相続 報告基準日における当該第一種特別相続認定 中小企業者の株主名簿の写し
十六 生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業 年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六 百七十二条第二項に規定する書類その他これら に類する書類	十六 生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業 年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六 百七十二条第二項に規定する書類その他これら に類する書類
十七 当該合併効力発生日等における当該吸收合 併存続会社等の資産保有型会社に該当しない こと	十七 当該合併効力発生日等における当該吸收合 併存続会社等の資産保有型会社に該当しない こと

十八 当該吸收合併存 続会社等の資産保 有型会社に該当しない こと	十八 当該吸收合併存 続会社等の資産保 有型会社に該当しない こと
十九 当該第一種特別 子会社に該当しない 旨の誓約書	十九 当該第一種特別 子会社に該当しない 旨の誓約書
二十 第一項の規定にかかるわらず、第一種特別贈与 者との内訳を記載した書面	二十 第一項の規定にかかるわらず、第一種特別贈与 者との内訳を記載した書面
二十一 完全親会社の資産の帳簿価額の総額及びそ の内訳	二十一 完全親会社の資産の帳簿価額の総額及びそ の内訳
二十二 前各号に掲げるもののほか、前条第一項各 号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる 書類	二十二 前各号に掲げるもののほか、前条第一項各 号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる 書類
二十三 第一項の規定にかかるわらず、第一種特別贈与 者との内訳を記載した書面	二十三 第一項の規定にかかるわらず、第一種特別贈与 者との内訳を記載した書面
二十四 認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種經 營承継贈与者（当該第一種經營承継贈与者が當 該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種經營 承継贈与者へ第一種認定贈与株式を法第十二条	二十四 認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種經營 承継贈与者（当該第一種經營承継贈与者が當 該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種經營 承継贈与者へ第一種認定贈与株式を法第十二条

第一項の認定に係る贈与をする前に、当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした第一種経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。)の相続が開始された場合(当該認定に係る贈与を受ける場合を除く。)にあつては、当該第一種経営承継贈与者との相続の開始の日(以下「第一種臨時贈与報告基準日」という。)の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

二 第一種臨時贈与報告基準期間(当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日前の前日までの期間をいう。)の末日において、当該第一種臨時贈与雇用報告期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与と報告基準日の数で除して計算した数

三 第一種臨時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの方が有する株式等に係る議決権の数

四 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有会社に該当しないこと。

六 第一種臨時贈与報告基準事業年度（当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日）の属する事業年度から当該第一種臨時贈与報告基準日の翌日までの各事業年度をいう。以下同じ。）において、いずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 第一種臨時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

九 前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

二 登記事項証明書（第一種臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

四 刪除

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

七 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類削除

九 第一項及び第二項の規定は第一種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継贈与があつた者に限る。）及び第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継贈与があつた者に限る。）について準用する。

この場合において第一項中「当該認定に係る贈与」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継贈与」と、第二項中「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第一種特別相続認定中小企業者」と読み替えるものとする。

第三項及び第四項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継相続があつた者に限る。）又は第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継相続があつた者に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相続」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継相続」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、第四項中「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と読み替えるものとする。

報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と、第五項中「第一種經營承繼受贈者」とあるのは「第一種特例經營承繼受贈者」と、「第一種隨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例隨時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられる同条第二項各号」、「第一重直寺曾子報告

年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

第三項、第四項、第七項及び第八項の規定によれば、第一種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第三項中「第一種経営承継贈与」とあるのは「第一種特例経営承継贈与」と、「第一種経営承継相続」とあるのは「第二種特例経営承継相続」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間」と

21 第九項及び第十項の規定は第一種特例贈与認定中小企業者について準用する。この場合において、第九項中「第十条第一項又は第二項」とあるのは「第十条第五項の規定により読み替えられた」同一条第一項又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項各号又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」によるものと見做す。

効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間を除く。）と、「当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過する」との日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）とあるのは、「当該認定に係る第一種特例贈与報告基準日」（これに当たる日がないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年までの間をいう。以下同じ。）とあるのは、「第一種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは、「第一種特例相続認定中小企業者」（以下同じ。）と、「当該第一種贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは、「当該第二種特例贈与認定中小企業者」又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは、「第一種特例贈与報告基準年度」（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年までの間をいう。以下同じ。）とあるのは、「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第二項中「第一種特例贈与報告基準事業年度」の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）とあるのは、「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種特例贈与報告基準事業年度」とあるのは、「第一種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは、「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等について最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十二号の相続又は遺贈である者に限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例相続承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十二号の相続又は遺贈である者に限る。）について準用する。この場合において、第三項中

(当該相続税申告期限が、同一の者が受けた第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第三種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限(これらの期限が二年以上あるときは当該期限のうち最も早いもの)。以下この項において同じ。)から五年間」とあるのは「当該認定の有效期間中(当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。)」と、「当該相続税申告期限に係る第一種特例相続報告基準日(以下「第一種相続報告基準日」という。)」とあるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継相続認定申請基準日(以下同じ。)」と、「当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。」とあるのは「第一種特例相続報告基準日又は当該第一種相続報告基準日(これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。)」の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「当該第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度(当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度までの事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「当該第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種相続報告基準期間」と読み替えるものとする。第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者(当該認定に係る第二種特例経営承継贈与が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一

る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限又は当該第二種経営承継相続税申告期限（これらの期限が「二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの」）。以下この項において同じ。）とあるのは、「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限（当該相続税申告期限が、同一の者が受けた他の第一種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種特例相続税申告期限（これらの期限が「二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの」）。以下この項において同じ。）」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは、「第一種相続報告基準日」とあるのは、「第一種特例相続認定申請基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは、「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは、「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは、「第一種特例相続報告基準事業年度」とあるのは、「第一種相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十四条の相続又は遺贈である者（第二十五項に規定する者を除く。）に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限（当該相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは当該期限のうち最も早いもの）。以下この項において同じ。）から五年間」とあるのは「当該認定期限又は当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限（当該認定期限以前の期間を除く。）と、「当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過する」との日（以下「第一種相続報告基準日」という。）とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続認定申請基準日。以下同じ。」の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいいう。以下同じ。）とあるのは「当該最初の認定期間に係る第二種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」と、「第一種相続認定申請基準日」と、「第一種相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「最初の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「最初の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「最初の認定期間に係る第二種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「最初の認定期間に係る第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定期間に係る第二種特例相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定期間に係る第二種特例相続報告基準事業年度

えられた同条第一項ただし書の規定による」と、「同条第二項ただし書の規定による」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による」とある、「同条第一項ただし書の規定による」と、第十一条項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」とする。

<p>33</p> <p>一 贈与認定期間の各年における青色申告書及び所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し</p> <p>二 贈与認定期間ににおいて、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に關し参考となる書類</p>	<p>32</p> <p>前項の報告をしようとする第一種贈与認定期個人事業者（当該第一種贈与認定期個人事業者の相続（包括遺贈を含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該第一種贈与認定期個人事業者の相続人（包括受遺者を含む。以下の条において同じ。）又は民法第九百五十二条の法人）は、様式第十二の二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 贈与認定期間の各年に於ける青色申告書及び所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し</p> <p>二 贈与認定期間ににおいて、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に關し参考となる書類</p>
---	---

う。)において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

一 第九条第十五項各号（第十四号を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当したとき（次号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く。）	第九条第十五項各号のいづれかに該当した日	第九条第十五項各号のいづれかに該当した日	第九条第十五項各号のいづれかに該当した日	第九条第十五項各号のいづれかに該当した日	第九条第十五項各号のいづれかに該当した日	第九条第十五項各号のいづれかに該当した日
二 当該第一種相続認定個人事業者が死亡したとき	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日
三 相続認定期間に該当しないこと	相続認定期間における当該特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと	相続認定期間に該当しないこと	相続認定期間に該当しないこと	相続認定期間に該当しないこと	相続認定期間に該当しないこと	相続認定期間に該当しないこと
四 総収入金額						

の報告を受けた場合には第九条第二項第一号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第十項各号（同条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当するに至っていること並びに準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九条第十項各号（同条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第九項（第十八項、第十九項及び第二十項の規定により準用される場合を含む。）に該当すること、第十項（第十八項、第十九項及び第二十項の規定により準用される場合を含む。）に該当すること、並びに第十一項（第十六項、第十七項及び第十八項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には前条第三項から第十九項及び第二十八項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には前条第三項から第十九項各号又は第二項各号（同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。）に該当すること、並びに第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第十九条第一項各号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には前条第三項から第十九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第十一項（第十六項、第十七項及び第十八項の規定により準用される場合を含む。）に該当すること、並びに第十九項（第十六項、第十七項及び第十八項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第十九条第十四項第二号から第十三号まで（同条第十五項第二号から第十三号までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者若しくは第二種特例相続認定中小企業者（第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告

を受けた場合にあつては、吸収合併存続会社等、第十項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合にあつては、株式交換完全親会社等又は第一種贈与認定個人事業者、第一種相続認定個人事業者、第一種贈与認定個人事業者若しくは第二種相続認定個人事業者に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

経済産業大臣は、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定個人事業者、第一種相続認定個人事業者、第一種贈与認定個人事業者及び第一種特別贈与認定個人事業者、第一種特別相続認定個人事業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定個人事業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定個人事業者及び第一種特別贈与認定個人事業者及び第一種特別相続認定個人事業者及び第一種特別贈与認定個人事業者及び第一種特別相続認定個人事業者、第一種贈与認定個人事業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（第一種経営承継贈与者等の相続が開始した場合の都道府県知事の確認）

**第十三条** 第一種特別贈与認定中小企業者等（第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る第

一　削除

二　当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

三　当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。

四　当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超過すること。

五　当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。

六　当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

七　当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第十項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該相続の開始の時において、当該第一種経営承継受贈者が、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第十項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当

九 当該第一種特別贈与認定中小企業者等が会員であること。  
社法第八百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時において、当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

前項の確認を受けようとする第一種特別贈与認定中小企業者等は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類（第一種特別贈与認定中小企業者であつた者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には、第七号ロに掲げるものを除く。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相続の開始の時における当該第一種特別贈与認定中小企業者等の定款の写し

二 当該相続の開始の時における当該第一種特別贈与認定中小企業者等の従業員数証明書

三 登記事項証明書（当該相続の開始の日以後に作成されたものに限る。）

四 当該相続の開始の時における当該第一種特別贈与認定中小企業者等の従業員名簿の写し

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百一十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業会社が該当しない旨の誓約書

七 次に掲げる誓約書

イ 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配的関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相続の開始の時において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一

統会社等及び第二種特例贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。(以下同じ。)について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは、「第二種特例贈与認定中小企業者」とあるのは、「第二種特例贈与認定第六項」と、「第九条第二項」とあるのは、「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは、「第七条第八項の規定により読み替えられた同条第六項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは、「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは、「第二種特例経営承継受贈者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは、「第二種特例経営承継受贈者」と、「第一種特例経営承継相続人」であるのは、「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「当該同族関係者」とあるのは、「当該同族関係者(第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第二種特例経営承継相続人を除く。)」と、「以外の者」とあるのは、「以外の者(第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人又は第二種特例経営相続人を除く。)」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは、「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは、「第二種特例贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは、「第二種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

三 係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

四 当該相続の開始日の翌日の属する年の前年において、当該認定に係る贈与により取得した特定事業用資産に係る事業の総収入金額が零を超えること。

五 当該相続の開始の時において、当該第一種贈与認定個人事業者等が青色申告の承認を受けている又は受けられる見込みであること。

前項の確認を受けようとする第一種贈与認定個人事業者等は、当該他の個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相続の開始日の翌日の属する年の前年における青色申告書及び所得税法第四十九条の規定により青色申告書に添付する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

二 当該相続の開始の時において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

三 当該相続の開始の時における当該第一種贈与認定個人事業者等及び当該他の個人である中小企業者の住民票の写し

四 前各号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類

前二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者等（第二種贈与認定個人事業者（第二種贈与認定個人事業者であつた者を含み、第九条第十六項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第十二項に規定する申請書を提出している個人である中小企業者をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第六項中「第一種贈与認定個人事業者等」とあるのは「第二種贈与認定個人事業者等」と読み替えるものとする。

第一種贈与認定個人事業者であつた者（第九条第十四項の規定により当該認定を取り消され









第二項及び第十一項第一項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

（当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以前である場合を除く。）とする。

「第九条第二項第三号、第十一号及び第十三号の規定（同条第四項の規定により準用される場合を含む。）」とあるのは、「第九条第六項又は第

第十三号」と、「と、同号又申「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後であ

第十三号」と、「と、同号又申「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後であ

6  
贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）」とする。

(同項第二号及び第四号に係るものに限る。)を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号又中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと(当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。)」とする。

第八号又は第十号の事由に係るものに限る。)を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(第三号及び第四号に係るものに限る。)を受けた場合における第六条第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次(ノ)に掲げる事由を除く。)に掲げる

るいすれにも該当する場合」とする。

号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日（最初の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあっては、当該第一種贈与報告基準日又は当該第二種贈与報告基準日又は報告基準日）」とある。

日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。」とする。ただし、当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は第二種特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に

前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けるようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号り中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと」でない。

前条第一項第二号		当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を當該第一種贈与認定期間内又は當該第一種贈与臨時贈与雇用判定期間内に存する該事業所の常時使用する従業員の数に、吸收合併の場合にあつては當該特定贈与認定中小企業者及び吸收合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該吸收合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を除して計算した該認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	
従業員の数で除して計算した該認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	従業員の数で除して計算した該認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	従業員の数で除して計算した該認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	従業員の数で除して計算した該認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

三章項一章條前

2

第十三条の二第二項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換完全子会社等となつた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるもの	贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸收合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸收合併消滅会社の当該売上事業年度における売上金額)	場合にあっては当該売上事業年度が新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び新設合併消滅会社の当該売上事業年度における売上金額)
		贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸收合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸收合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の

号二第項一第一条前

三

3 前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十一条第一項」とあるのは、「第十条第二項」と、「前条第一項第二号」とあるのは、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは、「第一種特別贈与認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは、「第一種特別相続認定報告基準日」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは、「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは、「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは、「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」の期間内に存する」とあるのは、「に存する」とあるのは、「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは、「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは、「に存する」と、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは、「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは、「まで」と、前項中「第十一一条第一項」とあるのは、「第十一一条第二項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは、「第一種特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与報告基準日」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは、「第一種相続認定」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは、「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは、「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは、「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」の期間内に存する」とあるのは、「に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは、「に存する」と、「前条第一項第七号」とあるのは、「第六条第一項第八号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは、「まで」と読み替えるものとする。

認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

一 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

二 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金

イ 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもつてする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に對して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該経営を承継した代表者が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額

三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金

四 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金（法第十四条の経済産業省令で定める資金）

第五条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者等の事業活動の継続に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

一 当該認定中小企業者等の代表者が相続により承継した債務であつて当該認定中小企業者等の事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の弁済資金

二 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）

三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、（以下この条において「特例対象株式」といいう。）の競売又は売却をする旨

四 一 法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第一百九十七条第一項の株式（以下この条において「特例対象株式」といいう。）の競売又は売却をする旨

二 特例対象株式の株主として株主名簿に記載又は記録がされた者の氏名又は名称及び住所

五 一 他の中堅企業者が有する事業用資産等を取得するため必要な資金

二 他の中小企業者（会社に限る。）の株式等（当該株式等を取得することにより、当該事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）を取得するため必要な資金

（法第十五条第二項の経済産業省令で定める事項）

(1) 当該中小企業者の代表者（口（1）の代表者又は（2）の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）  
（2） 当該中小企業者の代表者であつた者  
特例代表者が有する当該中小企業者の株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有すること。

(1) 当該中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの

(2) 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であつた者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの

当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特例代表者」という。）がいること。

十六条 法第十六条第一項の經濟産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。  
当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計画（特例承継計画）という。第二十条において同じ。について、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた中小企業者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

イ 当該中小企業者が会社であること。

ロ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「特例後継者」といふ）がいること。

三　特例対象株式の数（種類株式発行会社については、特例対象株式の種類及び種類ごとの数）  
四　特例対象株式につき株券が発行されているときは、当該株券の番号

第一号に掲げる中小企業者及び第三号に掲げる個人である中小企業者以外の中小企業者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

当該中小企業者が会社であること。

当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「特定後継者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することができるもの

(2) 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することができるもの

二 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特定代表者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（ハ（1）の代表者又はハ（2）の他の代表者に限り、代表権を制限している者を除く。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が、代表者である時ににおいて、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつたことがある者であること。

(iii) 当該中小企業者の代表者があつた者であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者があつた者が、当該代表者であつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者があつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。（当該中小企業者の特定後継者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権の数も下回らない者））が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつたことがある者であること。

(ii) 当該代表者があつた者が、代表者であつた時ににおいて、当該代表者があつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数を有し、かつ、当該代表者があつた者が有していいた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数も下回らなかつたことがある者であること。

ホ 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

ヘ 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

ト イからへまでに掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

めの具体的な計画（個人事業承継計画）といふ。について、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた個人である中小企業者（事業を営んでいない個人を含む。次条から第十九条までにおいて同じ。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該先代事業者が死亡等した場合に当該先代事業者が営んでいた事業用資産を取得することが見込まれる者

ロ 当該先代事業者が自己の事業を個人事業承継者が承継するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

ハ 当該先代事業者の経営を個人事業承継者が承継した後の経営に関する具体的な計画を有していること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

**第十七条** 中小企業者は、次の各号に該当するものについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 前条第一号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

二 前条第二号イからホまでに掲げる要件（同号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあつては、同号イからヘまでに掲げる要件）のいずれにも該当すること。

三 前条第三号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

前項の確認（前項第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、令和八年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 登記事項証明書（確認申請日（前項の確認を申請をする日をいう。以下同じ。）の前三ヶ月以内に作成されたものに限り、特例代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合には当該特例代表者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類



項までの規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつた場合にあつては、変更又は報告後の確認。(以下この条において同じ。)を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 第十七条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特例後継者又は特定後継者の相続が開始したとき(第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、第十七条第一項第二号の確認を受けた場合を除く。)

二 偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。

三 第三项の申請があつたとき。

2 都道府県知事は、第十七条第一項第三号の確認(第十八条第七項又は第八項の変更があつた場合にあつては、変更後の確認。以下この条において同じ。)を受けた個人である中小企業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 第十七条第一項の確認を受けた個人事業承継者の相続が開始したとき。

二 偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。

三 次項の申請があつたとき。

3 第十七条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者(事業を営んでいない個人を含む。次項及び第五項において同じ。)は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十六により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

る有効期間内に存する当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日におけるそれぞれの當時使用する従業員の数の合計を当該有効期間内に存する当該第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定期間に係る贈与の時における當時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における當時使用する従業員の数が一人のときは、「一人とする。」）を下回る数となつた場合には、その下回る数となつた理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。

第一種特例相続認定中小企業者は、当該認定期間に係る有効期限において、当該認定に係る有効期間内に存する当該第一種特例相続認定中小企業者の第一種特例相続報告基準日におけるそれぞれの當時使用する従業員の数の合計を当該有効期間内に存する当該第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定期間に係る相続の開始の時における當時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における當時使用する従業員の数が一人のときは、「一人とする。」）を下回る数となつた場合には、その下回る数となつた理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。

与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸收合併の場合にあっては当該第一種特例贈与認定中小企業者（第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例贈与認定中小企業者をいいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸收合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該吸收合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から当該合併消滅会社をいい、第一種合併前特例贈与報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例贈与報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併により読み替えられた同条第一項の規定により第一種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとのみなされた場合における第一項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数の合計」とあるのは「当該第一種特例贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計」と読み替えるものとする。

係る認定の有効期限」と、第五項中「第六項」とあるのは、「第七項又は第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは、「第一種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」(第十条第六項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例合併前特例相続認定中小企業者)と、「第二種合併前特例贈与認定中小企業者」(第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者)と、「第二種合併前特例を除く」とあるのは、「及び第二種合併前特例相続認定中小企業者」(第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者を除く)とある。以下この条において同じ。)を除く」と、「当該吸收合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内」とあるのは、「当該吸收合併がその効力をする日から当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間内」と、「これを当該認定の有効期間内」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは、「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内」とあるのは、「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間内」と、「第六項」とあるのは、「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

書」とあるのは「第十一条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書き」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」とあるのは「第六項中「第五項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者(当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が受けた第二種特例経営承継相続が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。)に係る相続又は遺贈である者に限る。)について準用する。この場合において、第二項中「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、第五項中「第六項」とあるのは「第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「第六項」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第六項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

定に係る」とあるのは「前一項に規定する最初の認定に係る」とあるのは「第七項又は第八項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「贈与の時」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例経営承継贈与の時」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者」(第十条第五項)の規定により読み替えた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者」(第十条第七項)の規定により読み替えた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者を除く」とあるのは「二及び第二種合併前特例贈与認定中小企業者を除く」とあるのは「当該最初の認定の有効期間内」とあるのは「当該最初の認定の有効期間内」と、「第一種特例贈与報告基準日」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者を除く」と、第六項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

(提出期限後の申請又は報告)

に限る。) を受けようとするときは、当該中小会員者(以下「掲載者」といふ)は、当該旨を窓口に

に限る。)を受けようとするときは、当該中小企業者が次に掲げるいずれかに該当する旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときに限り、当該中小企業者は新規則第十五条第一号から第五号までに掲げる要件に該当することについて新規則第十六条第一項の確認を受けた者と、当該代表者は当該中小企業者に係る特定後継者とみなす。

一 当該代表者が、その被相続人の相続の開始の日前に、当該中小企業者の役員に就任していたこと。

二 当該代表者が、その被相続人の相続の開始の日前に、当該被相続人から当該中小企業者の株式等又は事業用資産等の贈与を受けていたこと。

三 前二号に掲げるものほか、当該被相続人の相続の開始の日前に当該中小企業者において、当該代表者に対する経営の承継に係る計画的な取組が行われていたと認められるること。

前項の書類を提出する際に、併せて、前項の規定により特定後継者とみなされた代表又はその被相続人の親族のうちの一人が当該代表者の相続が開始した場合に新たに特定後継者となることが見込まれる者である旨の書類を提出したときは、当該中小企業者は新規則第十五条第一号から第六号までに掲げる要件に該当することについて新規則第十六条第一項の確認を受けた者と、当該親族は当該中小企業者に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者とみなす。

第三条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)第六条第一項第一号から第六号までの事由に係る法第十二条第一項の認定及びその申請についての施行前にされたこの省令による例による。

この省令の施行前にされた旧規則第六条第一項第七号及び第八号並びに第三項各号の事由については、この省令の施行後は、それぞれ新規則第六条第一項第一号及び第九号並びに第六項各号の事由に係る法第十二条第一項の認定及びその申請により取得した場合であって、当該株式等が選

押特定受贈同族会社株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。以下同じ。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以下同じ。）であるときにおける新規則第六条第一項第八号の規定の適用については、当該株式等を当該代表者の被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。

**第五条** 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であつて、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときにおける新規則第六条第一項第八号の規定の適用については、同号ト（6）中「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは、「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権（当該被相続人がその相続の開始前に経営承継相続人となる者に対して贈与した選択特定受贈同族会社株式等をいう。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。）のうち当該経営承継相続人となる者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。」と読み替えるものとする。





4  
法律(平成二十五年法律第五号)附則第八十  
六条第四項、第八項又は第十二項に規定する  
者である旨

附則（平成二八年三月二十五日経済産業省令第三七号）

附則（平成二八年三月二十五日経済産業省令第三七号）

一 当該旧法認定会社の經營承継受贈者又は經營承継相続人に係る新規則第八条第二項の贈与税申告期限の翌日又は同条第三項の申続税

附 則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三八号）  
行期日

申告期限の翌日  
二 平成二十七年一月一日

経済産業大臣は、第三項に規定する書面の提出があったときは、当該旧法認定会社に対して新規則の規定を適用する旨を通知するものとする。

第三項に規定する書面の提出の用意

**省令** この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。  
**過措置**)

第三項に規定する書面が同項に規定する其限までに提出が当該限内に提出においても、経済産業大臣が当該限内に提出されなかつたことについては出者の責めに帰することができない。

人臣がした確認は、それぞれこの省令による正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」とい

いへりておはるの責めにあつたがつまらないやむを得ない事情があると認め当該書面において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該書面が提出されたときは当該書面が当該期限内に提出されたものとみなす。

第十二条の規定により都道府県知事に対し、された報告又は都道府県知事がした確認とみなされた規則第十三条第三項若しくは第十六条第三項（第十七項第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により逐次業大臣がして在

項第三号又は第三項第三号の規定の適用については、同条第二項第三号中「贈与報告基準日」(一)とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する贈与報告基準日」(一)と、同条第三項第三号中「相続報告基準日」(一)とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する相続報告基準日」(一)とする。

**第八条** 附則第五条第三項及び第五項の規定による經濟産業大臣の権限は、当該旧法認定会社の主たる事業所の所在地を管轄する經濟産業局長に委任するものとする。ただし、經濟産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

案第一項、第十六条第一項、第十七条第一項  
及しくは第二項の規定により都道府県知事に対  
して被請求する確認の申請とみなす。

**省令第三二号** この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

により経済産業大臣に対してされてい取消の申請は、それぞれ新規則第九条第一項から三項まで、第十三条第四項及び第十八条第一項の規定により都道府県知事がした認定の取消

2  
この省令の施行前にされた法第十一一条第五項  
ただし書又は第七項ただし書の報告であつてこ  
の省令の施行の際確認をするかどうかの处分が  
されていないものに係る同項の確認について  
は、なお従前の例による。

又は新規則第九条第五項及び第十八項第二項第一項の規定により都道府県知事に対してされて いる規定期間の申請とみなす。

**第三条** 次に掲げる者は、新規則第九条第三項に該する者である。すなはち、(一)会員登録者、(二)会員登録者による登録情報の変更者、(三)会員登録者による登録情報の削除者、(四)会員登録者による登録情報の復元者、(五)会員登録者による登録情報の再登録者、(六)会員登録者による登録情報の変更と削除の複数回実行者、(七)会員登録者による登録情報の削除と再登録の複数回実行者、(八)会員登録者による登録情報の削除と変更の複数回実行者、(九)会員登録者による登録情報の削除と変更と再登録の複数回実行者、(十)会員登録者による登録情報の削除と変更と再登録の複数回実行者。

相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）又は第三十三条第一項に規定する特別贈与認定中小企業者等（以下、総称して「特別認定中小企業者等」という。）とみなして、新規則第一条第六項及び第十五項から第十九項まで、第九条第二項第三号第三号及び第三項第三号の項、第十条第四項及び第五項、第十一项第四項の表第九条第二項第三号の項、同条第五項の表第九条第三項第三号の項及び同条第五項の表第六条第三項の規定による読み替え後の第九条第三項第三号の項、第十二条第十一項第二号、第十三条第一項及び第二項、第十三条の二、第十三条の三、並びに第十三条の四（第十三条の二、第十三条の三、及び第十三条の四の規定については、平成二十八年四月一日以後に発生した新規則第一条第十五項に規定する災害等により新規則第十三条の二（第一項各号に掲げる事由に該当することとなつた場合に限る。）の規定を適用する。

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年六月三〇日経済産業省令第三六号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた者

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年三月三一日経済産業省令第十七号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた者

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年七月一日経済産業省令第三五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた者

四 新規則第十三条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に特別贈与認定中小企業者等に係る経営承継贈与者（新規則第六条第一項第八号ト（七）に規定する者をいう。）の相続が開始した場合に適用する。

**第四条** 前条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げられる字句と読み替えるものとする。

贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者）	贈与報告基準（第一項の贈与）
贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者）	贈与報告基準（第一項の贈与）

号三第項二第条九第

の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号及びに第十三条の三第一項及び二項において同じ。)の末日又は臨時贈与雇用判定期間(当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始し、該相続の開始日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出した場合(経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始日の前一日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。)の末日において同一の贈与と雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与雇用判定期間内におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定基準日(第十二条第一項の贈与報告基準日を同一の贈与と雇用判定期間内において同じ)におけるそなは該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定の有効期限までの期間をいう。

報告基準日をいう。)又は臨時贈与報告基準日(同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。)において、当該中小企業者の中常時使用する従業員の数が

項四 第四則規新		号三 第三則規新	
又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与雇用判定の数を乗じて計算した数を、	従業員の数を、	該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、	該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、
従業員の数に当該新設合併設立会社の成定期間内に存する贈与雇用判定の数を、	従業員の数を、	該相続雇用判定の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該特定相続中小企業者の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。	該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。

項五 第五則規新	
常時使用する従業員の数の合計	期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、
従業員の数を、	該相続雇用判定の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該特定相続中小企業者の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。

項の号三 第二項二 第九則規新	
従業員の数を、	該認定に係る贈与の数が当該認定における常時使用する従業員の数
従業員の数を、	該認定に係る贈与の数が当該認定における常時使用する従業員の数

項の号三 第三項三 第九則規新	
従業員の数を、	該認定に係る相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。
従業員の数を、	該認定に係る相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。

企業者の経営承継相続	当該特別相続認定中小	当該特別相続認定中大	当該特別相続認定大	常時使用する従業員の数の合計
当該特別相続認定中小	当該特別相続認定中大	当該特別相続認定大	常時使用する従業員の数の合計	当該特別相続認定中小
当該特別相続認定中大	当該特別相続認定大	常時使用する従業員の数の合計	当該特別相続認定中小	当該特別相続認定中大

新規則第十三条第一項及び第二項	特定特別子会社	特別子会社
第六条 第三条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
第七条 第三条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとす。	当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項	当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>号三第一項の確認(同項第三号から第六号までに係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなつた場合であっても、各売上事業年度(贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。)の合計</p>	<p>当該事業所の前条第一項の確認(同項第三号から第六号までに係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなつた場合であっても、各売上事業年度(贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。)における売上金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度(贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号</p>
---	--

を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合。最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号口に規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号口に規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号口に規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号口に規定する割合の平均値」という。)の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日(当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。)における雇用割合(当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいふ。以下次号及び次項において同じ。)の合

計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合が次に定める割合(最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日ににおける常時使用する従業員の数の割合)。以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日ににおいて、当該事実に該当しないものとみなす。

合 計	イ ヤ リ 合 口	売上割合の平均値 が百分の百以上の場 合 百分の八十 の四十 ハ が百分の七十未満の場 合 零
度終了の日が贈与雇用判定期間又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日ににおける常時使用する従業員の数の割合)。以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日ににおいて、当該事実に該当しないものとみなす。	売上割合の平均値 が百分の百以上の場 合 百分の八十 の四十 ハ が百分の七十未満の場 合 零	度終了の日が贈与雇用判定期間又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日ににおける常時使用する従業員の数の割合)。以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日ににおいて、当該事実に該当しないものとみなす。

規定する事実に該当することとなる場合にあつては、売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となつた売上事業年度における雇用基準日までの期間。次項において同じ。)は、これらの事実に該当しないものとみなす。	
「贈与雇用判定期間」とあるのは、「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)」の末日において」とあるのは、「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは、「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは、「相続報告基準日」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは、「に存する」と、「贈与報告基準日」における。	
「若しくは臨時贈与報告基準日」と、「第六条第一項第七号」と、「相続の開始の時」と、「又は当該臨時贈与報告基準日の時」と、「又は当該臨時贈与報告基準日における。	
八十 百分の百以上の場合 八十 百分の百の場合 四十 百分の七十未満の場合 ハ 売上割合が 百分の七十五未満の場合 四 百分の零の場合	八十 百分の百以上の場合 八十 百分の百の場合 四十 百分の七十未満の場合 ハ 売上割合が 百分の七十五未満の場合 四 百分の零の場合
「若しくは臨時贈与報告基準日」と、「第六条第一項第七号」と、「相続の開始の時」と、「又は当該臨時贈与報告基準日の時」と、「又は当該臨時贈与報告基準日における。	

## 項の号二第項

<p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸收合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸收合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数を、新設合併の場合における常時使用する従業員の数を、それぞれ加算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成 </p>	<p>当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定期に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸收合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸收合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数を、新設合併の場合における常時使用する従業員の数を、それぞれ加算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成 </p>
--	---

第四の条三十第則規新	欄中項の号三第項一第三の条三十第表の項一第四の条三十第則規新	
当該売上事業年度における売上金額	当該売上事業年度における売上金額	贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数
（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	売上事業年度の贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度を除いたものをいう。（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額

の号三第項一第三の条三十第表の項一第四の条三十第則規新	欄下項の号三第項一第三の条三十第表の項一
<p>贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成り立日から贈与雇用判定の日から贈与雇用判</p>	<p>贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数を、それぞれ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の</p>

新規第則欄	欄下規則新規第則欄
新規第則欄 合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基	定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の
合計数	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数

の条三十第則規新	欄下項の号二第項一第三の条三十第表の項二第四の条三				
年度における売上金額	当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業（贈与報告基準）	直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期内に存する贈与報告基準日の数で除して計	直前における常時使用する従業員の数	直前における常時使用する従業員の数	準日の数で除して計算した数
算した	（贈与報告基準）				

欄	中項の号	三第項一第三の条三十第表の項二第四の条三十第則規新
金額	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上
金額	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上

第四の条三十第則規新	欄下項の号三第一第三の条三十第表の項二第四の条三十第則規新	欄下項の号
「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、	常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前ににおける常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数	常時使用する従業員の数
「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第一項第三号」第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数



二条第六項及び第八項の規定を除き、なお從前の例による。

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙（様式第九を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則（令和四年一二月一日経済産業省令第九〇号）

- この省令は、令和四年十二月一日から施行する。
- この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則（令和六年三月三〇日経済産業省令第二七号）

- この省令は、令和六年四月一日から施行する。
- この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 様式第1の2

#### 様式第2の2

#### 様式第3

#### 様式第4

#### 様式第5

#### 様式第6

#### 様式第7

#### 様式第8

#### 様式第9

#### 様式第10

#### 様式第11

#### 様式第12

#### 様式第13

#### 様式第14

#### 様式第3の2

#### 様式第4

#### 様式第9

中小企業における競争小企業の運営に関する法律（以下「中小企業法」という。）の下の規定による用紙（以下「用紙」という。）の取扱いの規制緩和について、中小企業における競争の実態に応じて適用する旨とする。

様式第9

(個) (1) 周辺の大きさは、日本産業規格M4とする。  
② 申請書の写しを記述する。

(2) 次の各項の事項に係る仕様は第1項の規定を受けた申請者は、それぞれ右欄に掲げる事項に該当することを明示したときは、当該仕様は取り消されることがある(第1種規格は第2種規格と同様に認定の申立て者、第2種規格は(認定)認定の申立て者、第3種規格は(認定)認定の申立て者、第4種規格は(認定)個人事業者又は(第2種規格の認定)個人事業者について適用される場合を含む)。

法規第16号の規定に該当する事項	西新山亭
施行規則第8条第1項第1号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第2号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第3号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第4号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第5号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第6号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第7号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第8号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第9号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」
施行規則第8条第1項第10号の事項	施行規則第8条第1項各号の「すれに該当すること」

法第32条第1項の認定の規制	報告事項
施行規則第6条第1項第7号の事由に係るもの	施行規則第12条第1項各号に掲げる事項
施行規則第6条第1項第6号の事由に係るもの	施行規則第12条第3項各号に掲げる事項

(記載要領)  
①申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。  
②申請の種別に「施行規則第3条第4項の規定による申請(金融支援)」又は「施行規則第3条第4項の規定による申請(特例持分会社)」を選択した場合は「認定をした口贈与者 □被相続人の氏名」欄及び「認定をした□受贈者 □相続人の氏名」欄は記入しない。

樣式第10

（参考）  
方の八大うちの、日本地図用語は全部です。

（参考用語）  
① 中国の八郡人たる事の由来。即ち漢の八州を改めて八郡とし、  
② 今山城の山城。海防要塞は本条（本項要項）による山城と呼ぶ事。  
別に本条の山城と呼ぶ事。即ち山城の山城。  
③ 田舎町の山城。即ち山城の山城。

様式第10の3	（以下略）
会社名	新潟市対策課
代表者の氏名	井上 月子
年月日	昭和35年1月15日

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）